

## 2 北九州市の防災計画

### (1) 危機管理基本指針

#### ア 策定目的

北九州市危機管理基本指針(以下、「基本指針」という。)の策定目的は以下のとおりである。

##### 第1章 総則

##### 第1 目的

地方自治体における危機管理の対応の範囲は、自然災害に加え社会的、人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められている。

このため、市は各局・区・室が一体となって想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的として、「北九州市危機管理基本指針」を定める。

出所:基本指針

#### イ 「危機」及び「危機管理」の定義

市では「危機」を以下のように定義している。

##### 第1章 総則

(中略)

##### 第2 危機の定義

基本指針における「危機」とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態」をいう。

出所:基本指針

次に、市では「危機管理」を以下のように定義している。

##### 第1章 総則

(中略)

##### 第3 危機管理の定義

基本指針における「危機管理」とは、危機の未然防止と危機が発生したときの被害(損失)を最小限に止めるための取組みである。

具体的には、危機の予測・予知に基づく事前対策、危機発生のおそれがあるときの危機の未然防止・回避又は危機が発生したときの被害の最小化・拡大防止のための応急対策、危機収束後の復旧・復興対策及び再発防止対策の3つの対策をいう。

出所:基本指針

市では、地域防災計画において、災害予防計画、災害応急対策計画、及び災害復旧・復興計画を策定することにより、市の危機管理を行っている。

## ウ 基本指針の位置付け

市で作成している基本指針の位置付けは以下のとおりである。

### 第1章 総則

(中略)

#### 第4 基本指針の位置付け

基本指針は、本市における危機管理を確立するため、危機管理に関して統一的な組織・体制や対応要領を示し、組織的かつ的確に危機管理体制を推進するために本市が自ら定めた方針である。

各局・区・室が、法令等に基づいて作成する危機管理のための事前計画・マニュアル等は、基本指針を踏まえて作成する。

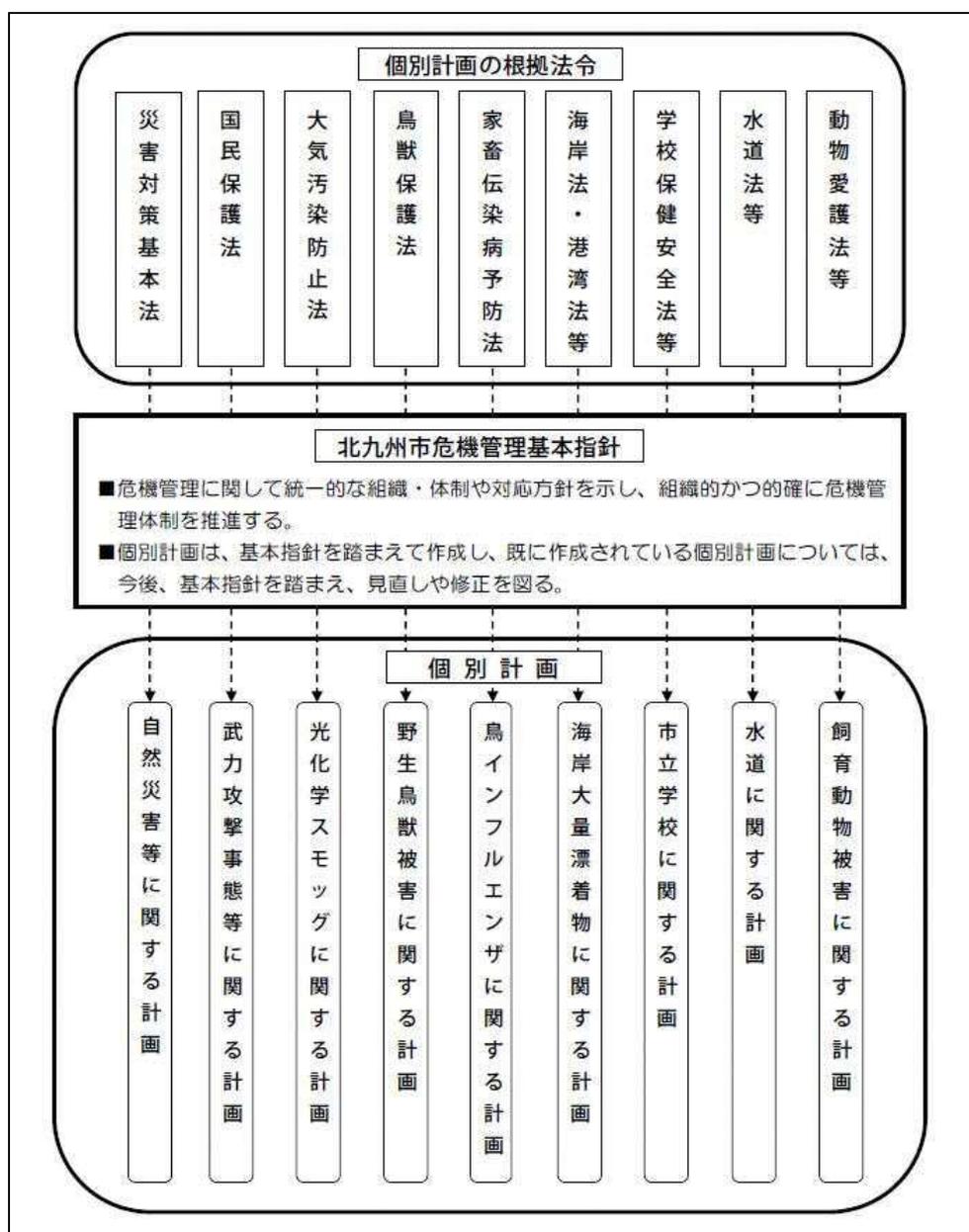
また、既に作成されている個別計画については、今後、基本指針を踏まえ、見直しや修正を図るものとする。

出所:基本指針

市の基本指針は、危機管理に関する統一的な方針を定めたものであり、防災に関する計画である地域防災計画は、災害対策基本法に準拠し作成され、基本指針に基づいて適宜見直しや修正が行われる。

防災に関する計画以外の危機管理に関する計画についても同様に、各根拠法令に準拠しながら、基本指針を通じて作成されている。

【基本指針の位置付け】



出所:基本指針

## エ 危機の特性を想定した危機管理

危機の具体的な事案は、法律等に定められる自然災害、大規模事故、外部からの武力事態及びテロ災害による緊急処理事態等があるが、基本指針においては、法律体系とは別に、危機発生時の事態(原因)の把握状況と被害・被災地域の関係から以下の4つにカテゴリー分類している。市は、危機を4つに分類することにより、あらゆる危機の特性や対策を想定し、迅速な対応を図っている。

危機は、まず被害・被災地域が特定のであるか、広域又は不特定のであるかにより分類される。次に、発生した危機の事態あるいは原因が把握可能なものであるか、把握不可可能なものであるかによって分類される。危機の4分類をまとめたものが、以下の表である。

### 【危機の4分類】

地 域 事 態	被害・被災地域 特 定	被害・被災地域 広域又は不特定
事態(原因)の 把握が可能な場合	カテゴリー1 〔例：土砂崩れ等の自然災害 航空機・鉄道の事故〕	カテゴリー2 〔例：地震等の自然災害 大規模な停電等の事故〕
事態(原因)の 把握が不可能な場合	カテゴリー3 〔例：地下鉄サリン事件 水道水源による集団感染〕	カテゴリー4 〔例：飲食物への毒物混入事故 薬禍、SARS等の感染症〕

出所:基本指針

市は、自然災害や大規模事故といったカテゴリー1及び2のみではなく、社会に大きな影響を及ぼす事件・事故や感染症等のカテゴリー3及び4についても、危機管理の対象としている。また、危機の4分類の具体的な特性及び基本的な対応・対策等は、以下の表に要約される。

【危機4分類の具体的な特性と基本的な対応】

分類	危機の具体的な事例	基本的な対応・対策等
	危機の特性	
カテゴリ1	<b>■自然災害</b> 【例】崖崩れ、地滑り、竜巻等 <b>■事件・事故</b> 【例】航空機事故、鉄道事故、トンネル事故、不発弾等の処理等 <input type="checkbox"/> 原因特定、被災地域等も特定又は限定 <input type="checkbox"/> 反復、継続、拡大の可能性なし	1 対応方針が明確 2 原則、当該地域以外の警戒等は不要 3 対応期間は短期間 4 市内の人員・資機材で対応可能 5 市外への応援要請等の必要性は低い
	<b>■自然災害</b> 【例】地震、台風、洪水、高潮、津波等 <b>■事件・事故</b> 【例】毒劇物の漏洩事故、大規模停電等 <input type="checkbox"/> 原因特定、被災地域等は広域又は不特定 <input type="checkbox"/> 継続、拡大する可能性あり	1 対応方針が明確 2 市内全域の警戒や情報収集が必要 3 対応期間は長期間となる可能性 4 市内の人員・資機材で対応不可能のおそれ 5 市外への応援要請等の必要性は高い
カテゴリ3	<b>■事件・事故</b> 【例】地下鉄サリン事件、土壤汚染等による健康被害 <b>■感染症等</b> 【例】水道水源による集団感染、大規模食中毒、病院内感染等 <input type="checkbox"/> 初動時は原因不明、被害・被災地域は特定 <input type="checkbox"/> 継続、反復、拡大の可能性が大 <input type="checkbox"/> 特定地域や集団に社会不安発生の可能性	1 初動時の対応内容が不明確 2 同様な地域等の警戒や情報収集も必要 3 原因が不特定のため、対応が専門的で長期化するおそれ 4 原因の調査と除去が重要な視点 5 拡大防止策が重要な課題 6 専門機関や専門家の協力が必要 7 国や県等との連携が必要
	<b>■事件・事故</b> 【例】飲食物への毒物混入事故、同時多発テロ等 <b>■感染症等</b> 【例】SARS、新型インフルエンザ、家禽の鳥インフルエンザ感染等 <input type="checkbox"/> 初動時は原因不明、被害・被災地域は広域又は不特定 <input type="checkbox"/> 継続、反復、市外への拡大の可能性が大 <input type="checkbox"/> 市内全域に社会不安発生の可能性が大	1 初動時の対応内容が不明確 2 市内全域の警戒や情報収集が必要 3 被害・被災地域が広域で、かつ原因が不特定のため、対応が専門的で長期化するおそれ 4 原因の調査と除去が重要な視点 5 封じ込めと拡大防止策が重要な課題 6 専門機関や専門家の協力が必要 7 国や県等と密接な連携が必要

出所:基本指針

なお、本報告書では、主にカテゴリ1及びカテゴリ2に分類される自然災害への予防、対策等を対象に監査を行っている。

オ 危機レベルと組織体制

市は、危機の予兆を察知したときや現に危機が発生した場合、迅速で的確な対応を行うため、実効性のある危機管理体制を構築しなければならない。また、危機が発生した場

合等は、速やかに実態を把握して危機レベルを決定し、必要な職員を動員して迅速に対応する必要がある。

このため、以下の表のとおり、危機レベル及び危機レベルを決定するための基準を定め、迅速な危機管理のための体制を整備している。

市では、危機レベルを「黄(イエロー)」、「橙(オレンジ)」及び「赤(レッド)」の3段階に分類している。また、危機レベルが「橙(オレンジ)」の場合は危機警戒本部を、「赤(レッド)」の場合は危機対策本部を設置する。

**【危機レベル及び組織体制】**

危機レベル	基準	組織体制	決定者	会議
黄 (イエロー)	危機発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	注意体制	副市長	危機連絡会議
橙 (オレンジ)	危機発生のおそれがあり、嚴重な警戒や事前対策が必要なとき	危機警戒本部	副市長	危機連絡会議
赤 (レッド)	危機が発生したとき、又は危機が生じるおそれが切迫したとき	危機対策本部	市長	危機対策会議

出所:基本指針を基に監査人作成

危機レベルが「橙(オレンジ)」及び「赤(レッド)」の場合に設置する危機警戒本部及び危機対策本部の構成は以下の表のとおりである。

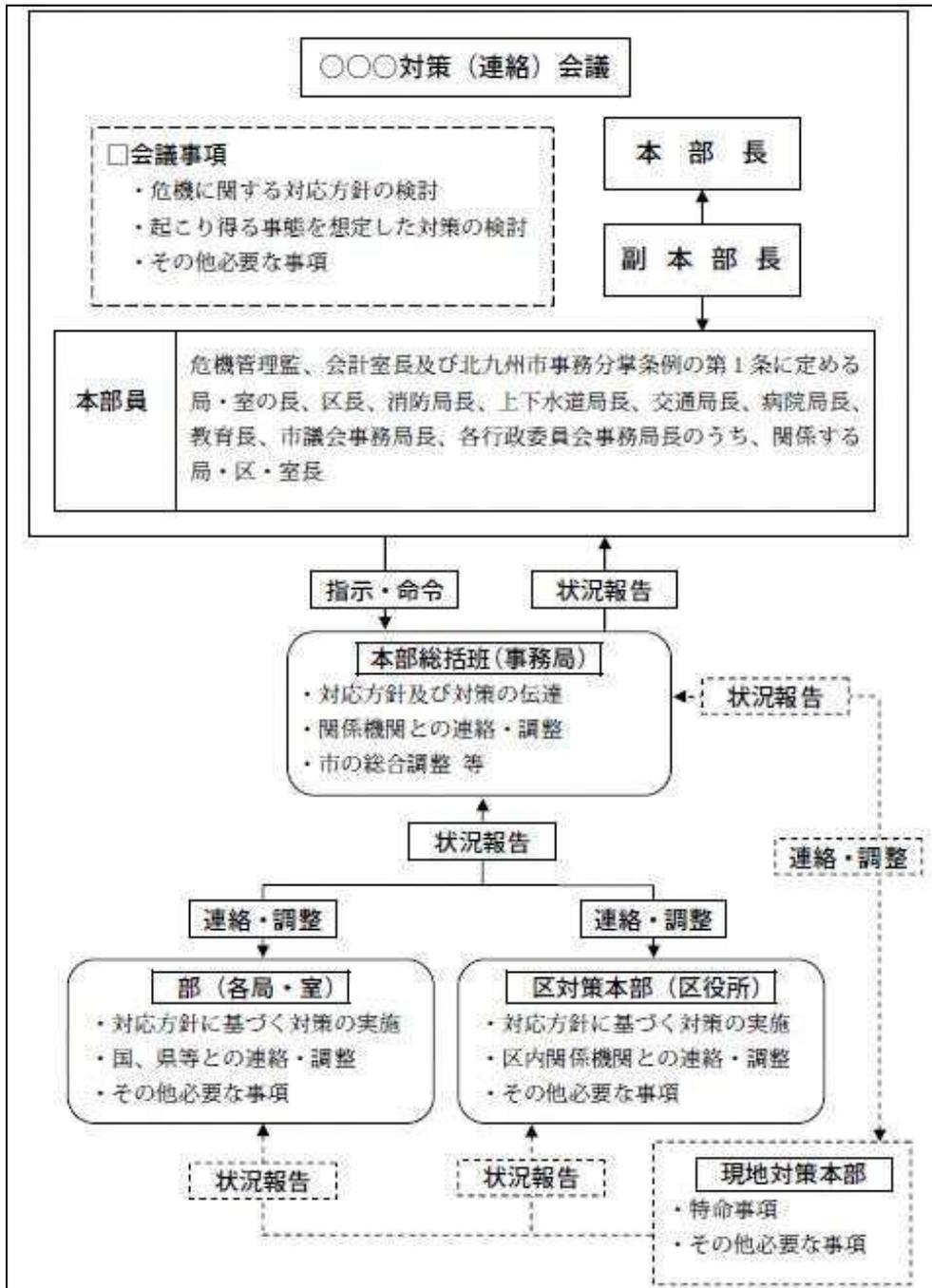
【危機対策(警戒)本部の構成】

組織体制	危機対策本部	危機警戒本部
危機レベル	赤(レッド)	橙(オレンジ)
本部長	市長	副市長(副危機管理者)又は市長が指名する局・区・室長
副本部長	副市長(副危機管理者)	本部長が指名する所管局長等
総括部長	本部長が指名する関係の局・区・室長	同左
本部長	本部長が指名する関係の局・区・室長	同左
部・班	部・班の組織及び人員については、個別計画で定める。	同左
本部総括班(事務局)	個別計画で定める所管課又は危機管理室危機管理課	同左

出所:基本指針

市における危機警戒本部及び危機対策本部の組織及び運営の概要は以下の図のとおりである。

【危機対策(警戒)本部の組織及び運営の概要】



出所:基本指針

## カ 危機管理における責任体制

市では、市長が危機管理者として、危機管理の最高責任者となる。また、危機管理監は、平常時から危機管理に関する計画的かつ総合的施策を推進し、副危機管理監（危機管理室長）は平素から危機管理に関する企画・調査研究、個別計画の策定を推進する。各局・区危機管理責任者（各局長・室長・区長）についても、平時から危機管理に対する事前の準備を行い、危機が発生した場合等には迅速かつ的確に組織的な対応を行う。

### 【危機管理における責任体制】

役 職	危機管理の職	役 割
市 長	危 機 管 理 者	市における危機管理の最高責任者
副 市 長	副 危 機 管 理 者	危機管理者の補佐
危機管理監	危 機 管 理 監	危機管理の総合調整
危機管理室長	副 危 機 管 理 監	危機管理監の補佐
各局・室長等	局 危 機 管 理 責 任 者	所管する事務における危機管理の統括
各 区 長	区 危 機 管 理 責 任 者	区における危機管理の統括

(注) 副危機管理者については、危機管理・防災業務を所管する危機管理室の担任副市長とする。

出所:基本指針

## (2) 地域防災計画

### ア 地域防災計画の位置付けと目的

市は地域防災計画を以下の目的で作成している。

#### 第1章 総則

##### 第1節 計画の目的

北九州市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、北九州市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

出所:地域防災計画(災害対策編)

市が、地域防災計画の作成根拠としている法律は以下のとおりである。以下の法律に基づき、市は毎年地域防災計画の修正を行っている。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

出所:災害対策基本法

## イ 北九州市防災会議

北九州市防災会議(以下、「防災会議」という。)は市長を会長とし、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置される。防災会議は、地域防災計画の作成・修正、及びその実施を推進することを主な目的としている。防災会議の事務分掌は以下のとおりである。

第1章 総則

(中略)

第2節 北九州市防災会議

(中略)

第3 所掌事務

- 1 北九州市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務

出所:地域防災計画(災害対策編)

## ウ 地域防災計画の基本的な考え方

### (ア) 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進

防災施設の整備や施設の耐震化など、科学的根拠に基づいた災害規模に対するハード面での対策は一定の効果を発揮してきたが、東日本大震災のように想定を超える災害は完全に防ぐことができず、市民の生命、身体及び生活環境、さらには災害後の復旧・復興対策などにも大きな影響をもたらすことになる。

このため、想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼として、ハード対策とともに、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進している。

### (イ) 多様な主体が協同を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築

風水害や地震などの自然災害に実際に直面しているのは、住民や地域団体、企業、行政などの地域社会全体である。このため、上記のような多様な主体が状況に応じて柔

軟に連携しながら、総合的な防災対策に取り組んでいく地域社会を構築していくことが重要である。そこで、地域防災計画では、以下のような取り組みを定めている。

## 第1章 総則

(中略)

### 第3節 計画の基本的な考え方

(中略)

#### 第2 多様な主体が協同を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築

(中略)

##### 1 自助意識の醸成

“自らの命は自らが守る”という住民の「自助」意識を育み、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民の主体的な防災対策を促進する。

##### 2 共助の風土づくり

住民一人ひとりが置かれている状況は様々であり、あらゆる災害に対し、単独で対処することは困難である。そのため、日頃から隣近所の付き合いを大切にされた地域づくりを進め、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった、地域住民が助け合う「共助」による防災対策を促進する。

##### 3 公助の推進

北九州市の各部局をはじめとする防災関係行政機関が協力しながら、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知など、実効性のある「公助」の取り組みを推進する。

出所：地域防災計画（災害対策編）

#### (ウ) 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

性別や年齢、国籍、心身の状態などが異なる多様な住民が、安全・安心を享受しながら活動できるまちづくりを進めるには、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策に取り組む必要がある。このため、災害時に特別な支援を要する住民については、それぞれの状況が異なることを認識し、行政と地域が協働しながら、避難計画、避難生活などに関して、特段の配慮をした対策を推進する。

また、防災対策の推進に当たっては、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違い等、男女それぞれに配慮した取り組みが必要である。

#### エ 地域防災計画の性格等

地域防災計画の性格は以下のように定められている。

## 第1章 総則

(中略)

#### 第4節 計画の性格等

##### 第1 計画の性格

- 1 この計画は、風水害及び地震等の災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、北九州市地域防災計画の「災害対策編」として位置づける。
- 2 北九州市の各局・区・室等及び指定地方行政機関等は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

出所:地域防災計画(災害対策編)

また、市の地域防災計画は主に、以下のように構成される。

#### 第1章 総則

(中略)

#### 第4節 計画の性格等

(中略)

##### 第2 計画事項

(中略)

##### 1 総則

市及び市の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務の大綱及び想定される災害

##### 2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための措置についての計画

##### 3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急的救助の措置についての計画

##### 4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的方針

出所:地域防災計画(災害対策編)

### オ 北九州市の処理すべき事務又は業務

市が防災に関して処理する業務は、概ね以下のとおりである。

#### 第1章 総則

(中略)

#### 第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

## 第1 北九州市

- 1 北九州市防災会議に関する事務
- 2 災害対策組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- 3 防災に携わる人材の育成
- 4 過去の災害対応経験及び他都市への支援経験の継承
- 5 防災施設の新設、改良及び復旧
- 6 防災に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備
- 7 水防、消防その他の応急措置
- 8 予報、警報の発令及び伝達
- 9 情報の収集、伝達及び被害調査
- 10 被災者に対する救護措置
- 11 災害時における保健衛生、文教及び交通の対策
- 12 本市区域内にある公共的団体及び地域住民組織の防災活動の育成指導
- 13 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

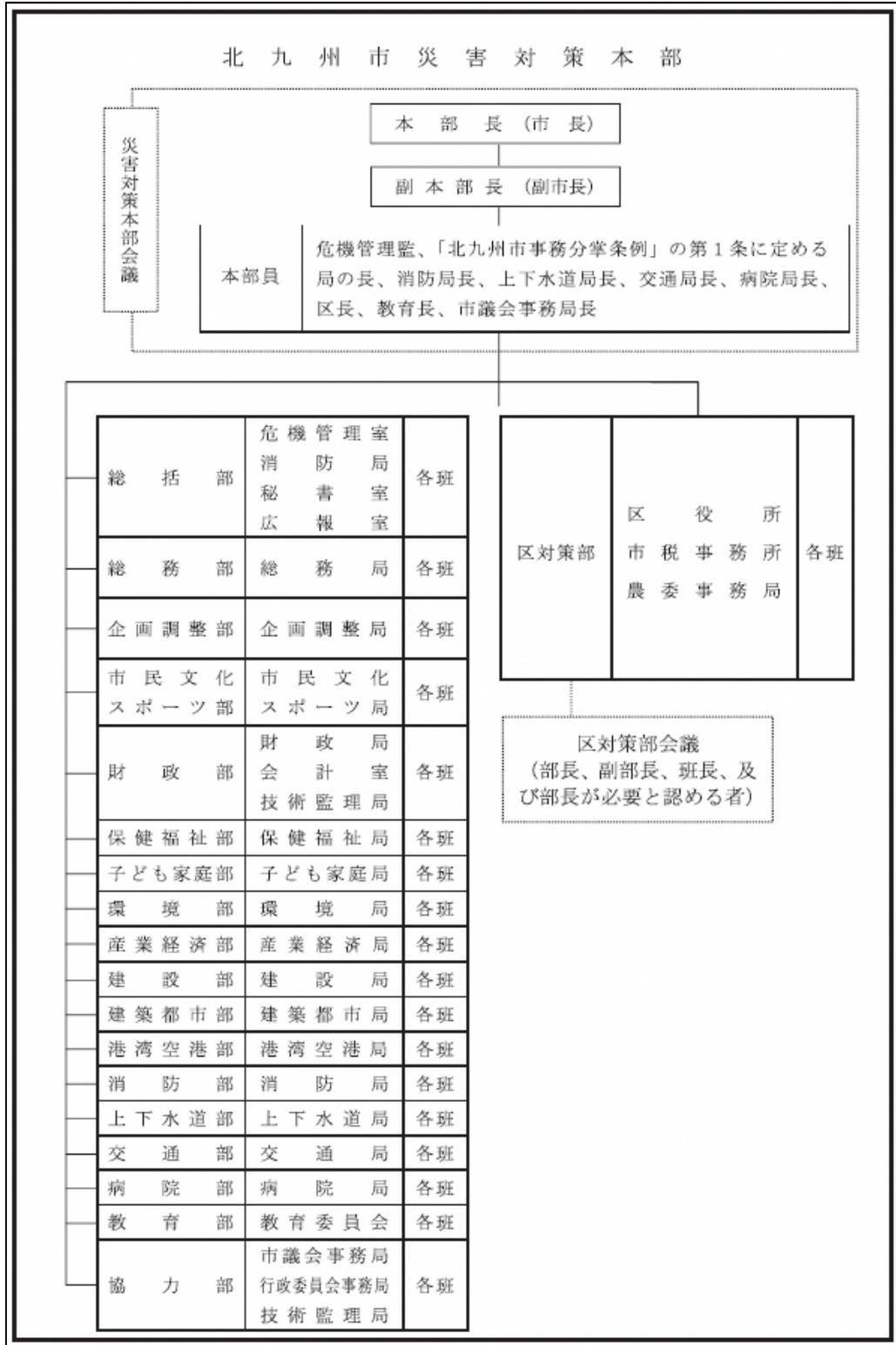
出所：地域防災計画（災害対策編）

### (3) 防災組織の概要

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市長は災害対策基本法第 23 条の2の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部の構成及び、本報告書で監査対象としている危機管理室、消防局、建築都市局、産業経済局、上下水道局の事務分担は以下のとおりである。

【北九州市災害対策本部の構成】



出所: 地域防災計画(災害対策編)

【総括部の事務分担表】

平成 29 年 4 月				
		(部 長) 危機管理監 (副部長) 危機管理室長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
総 括 部	秘書班	(班 長) 秘 書 室 長 (副 班 長) 秘 書 室 次 長	秘 書 室 員	1 本部長、副本部長の秘書に関するこ と。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に関す ること。
	本部 総 括 班	(班 長) 災 害 対 策 担 当 課 長 (副 班 長) 訓 練 研 修 セ ン タ ー 所 長 指 令 課 長 ( 兼 務 ) 指 令 第 二 担 当 課 長 ( 兼 務 ) 指 令 第 三 担 当 課 長 ( 兼 務 ) (報 道 官) 危 機 管 理 課 長	危 機 管 理 課 員 訓 練 研 修 セ ン タ ー 職 員 予 防 課 員 ( 一 部 ) 指 導 課 員 ( 一 部 ) 規 制 課 員 ( 一 部 ) 指 令 課 員	1 災害対策本部及び部の庶務に関する こと。 2 災害対策本部会議に関するこ と。 3 災害対策活動の総合調整に関するこ と。 4 自衛隊の派遣要請に関するこ と。 5 気象情報の収集及び伝達に関するこ と。 6 本部長の発する指令等の伝達に関す ること。 7 報道機関等に対する災害情報の提供 に関するこ と。 8 被害状況等の収集伝達に関するこ と。 9 被害状況報告の統計に関するこ と。 10 災害についての広聴に関するこ と。
	情 報 班	(班 長) 防 災 企 画 担 当 課 長 (副 班 長) 防 災 連 携 担 当 課 長	危 機 管 理 課 員	1 関係機関との連絡に関するこ と。 2 指定都市災害救援協定に関するこ と。 3 各部に属する情報のとりまとめ及び 報告に関するこ と。
	広 報 班	(班 長) 広 報 室 長 (副 班 長) 広 報 課 長 報 道 課 長 人 事 課 長 ( 兼 務 )	広 報 課 員 報 道 課 員 人 事 課 員 ( 一 部 兼 務 )	1 災害についての広報に関するこ と。 2 報道機関との連絡に関するこ と。 3 災害写真の撮影に関するこ と。

出所:地域防災計画(付属資料編)

【消防部の事務分担表】

(部 長) 消防局長 (副部長) 総務部長 警防部長 予防部長					
班		構 成		分 担 事 務 内 容	
消 防 部	消防 総務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 人 事 課 長	総 務 課 員 人 事 課 員	1 部の庶務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事 3 非常食糧及びその他必要物資の確保に 関すること。 4 公務災害の補償及び確定に関する事。 5 職員の衛生管理に関する事。 6 職員の非常招集、待機、配置及び服 務に関する事。 7 防災用機械器具の整備保全と配置運用 に関する事。 8 応急資器材及び人員の輸送計画に 関すること。 9 防災通信施設の保全整備並びに運用に 関すること。 10 災害についての広報に関する事。	
	予 防 班	(班 長) 予 防 課 長 (副 班 長) 指 導 課 長 規 制 課 長	予 防 課 員 指 導 課 員 規 制 課 員	1 防火対象物に対する防災対策に 関すること。 2 市民への警報伝達に関する事。 3 危険物等の安全対策に関する事。	
	警 防 班	(班 長) 警 防 課 長 (副 班 長) 救 急 課 長 消防団・市民防災課長	警 防 課 員 救 急 課 員 消防団・市民防災課員	1 部の災害対策活動の指揮、調整に 関すること。 2 消防署、消防団の非常招集及び出勤調 整に関する事。 3 災害現場の消防統制及び連絡に 関すること。 4 災害情報の収集、記録及び報告に 関すること。 5 救助、救急対策に関する事。	
	指 令 班	(班 長) 指 令 課 長 指 令 第 二 担 当 課 長 指 令 第 三 担 当 課 長	指 令 課 員 (一 部) 指 令 課 員 (二 部) 指 令 課 員 (三 部)	1 災害出動の各種指令に関する事。 2 各署間の出動調整に関する事。 3 災害現場の無線運用及び統制に 関すること。 4 気象情報、災害情報の収集伝達に 関すること。	
	航 空 隊	(班 長) 航 空 隊 長	航 空 隊 員	1 管内における警報の伝達に関する事。 2 災害状況調査に関する事。 3 災害の警戒及び広報に関する事。 4 災害現場における救急救助活動に 関すること。 5 空中消火及び空中輸送に関する事。	
消 防 隊	(班 長) 各 消 防 署 長 (副 班 長) 各 消 防 警 防 課 長 警 防 担 当 課 長 各 消 防 副 団 長	各 消 防 署 員 各 消 防 団 員	1 防災関係機関との連絡に関する事。 2 管内における警報の伝達に関する事。 3 災害現場における避難の報告に 関すること。 4 気象情報、災害情報の収集記録及び報 告に関する事。 5 災害危険箇所の警戒及び応急措置に 関すること。 6 災害現場における救急救助活動に 関すること。 7 災害通信連絡に関する事。 8 災害の各種証明に関する事。		

出所:地域防災計画(付属資料編)

【建築都市部の事務分担表】

		(部 長) 建築都市局長 (副部長) 総務部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
建 築 都 市 部	建築都市総務班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 都 市 景 観 課 長	総 務 課 員 都 市 景 観 課 員	1 部の庶務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事 4 災害応急対策に必要な土木業者・建築業者等の連絡調整に関する事
	都市計画班	(班 長) 計 画 部 長 (副 班 長) 整 備 部 長	都 市 計 画 課 員 都 市 交 通 政 策 課 員 区 画 整 理 課 員 再 開 発 課 員 ま ち づ くり 推 進 課 員	1 都市高速道路、モノレール等の災害状況の把握、調査に関する事 2 所管の災害工事用資材の確保に関する事 3 再開発地区、区画整理事業区域等の災害対策及び災害状況の調査、把握に関する事
	指導班	(班 長) 指 導 部 長 (副 班 長) 宅 地 指 導 課 長	宅 地 指 導 課 員 建 築 指 導 課 員 空 き 家 対 策 推 進 室 員 建 築 審 査 課 員	1 宅地造成地等に対する調査、災害防止のための指導、指示もしくは改善命令に関する事 2 被災市街地における建築制限及び仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定に関する事 3 各種建築物の災害復旧指導及び相談に関する事 4 被災建築物応急危険度判定に関する事 5 被災宅地危険度判定に関する事 6 被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関する事
	住宅班	(班 長) 住 宅 部 長 (副 班 長) 住 宅 計 画 課 長	住 宅 計 画 課 員 住 宅 管 理 課 員 住 宅 整 備 課 員	1 住宅の災害応急修理に関する事 2 災害応急仮設住宅の供与に関する事 3 市営住宅の災害対策及び災害状況の把握に関する事 4 被災者の市営住宅への入居に関する事
	建築班	(班 長) 建 築 部 長 (副 班 長) 建 築 課 長	建 築 課 員 施 設 保 全 課 員 電 気 設 備 課 員 機 械 設 備 課 員	1 市有建築物の災害状況の把握に関する事 2 市有建築物の災害応急修理に関する事

出所:地域防災計画(付属資料編)

【産業経済部の事務分担表】

(部 長) 産業経済局長 (副部長) 総務政策部長		班	構 成	分 担 事 務 内 容
産業 経済 部	産業 経済 総務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 雇 用 政 策 課 長	総 務 課 員 雇 用 政 策 課 員 渡 船 事 業 所 員	1 部の庶務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事 3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事 4 渡船事業施設の災害対策に関する事
	地域 産業 班	(班 長) 産 業 政 策 課 長 (副 班 長) 中 小 企 業 振 興 課 長	産 業 政 策 課 員 商 業・サ ー ビ ス 産 業 政 策 課 員 中 小 企 業 振 興 課 員 新 産 業 振 興 課 員 企 業 立 地 支 援 課 員 国 際 ビ ジ ネ ス 政 策 課 員	1 市内企業に関する情報のとりまとめ及び報告に関する事 2 商工業者の被害状況調査に関する事 3 商業施設、商店街等の被害状況調査に関する事 4 被災中小企業の金融相談及び指導に関する事 5 学術研究都市に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事
	観 光 班	(班 長) 観 光 課 長 (副 班 長) 門 司 港 レ ト ロ 課 長	観 光 課 員 M I C E 推 進 課 員 門 司 港 レ ト ロ 課 員	1 産業観光施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事
	農 林 水 産 班	(班 長) 農 林 課 長 (副 班 長) 水 産 課 長	農 林 課 員 鳥 獣 被 害 対 策 課 員 水 産 課 員 東 部 農 政 事 務 所 員 西 部 農 政 事 務 所 員 総 合 農 事 セ ン タ ー 職 員 食 の 魅 力 創 造・発 信 室 員	1 緊急主食供給の総括及び関係機関との連絡に関する事 2 農地及び農業用施設の災害対策に関する事 3 農作物の病害虫防除対策に関する事 4 農作物の被害状況の収集、把握に関する事 5 技術対策並びに指導計画に関する事 6 農業災害の金融相談に関する事 7 応急措置用農作物種苗のあっせんに関する事 8 林産物、林産施設の災害対策に関する事 9 林業災害の金融相談に関する事 10 鉱山の被害状況調査に関する事 11 総合農事センター施設の災害対策に関する事 12 家畜及び畜産施設の被害状況の収集把握に関する事 13 家畜伝染病の防疫についての連絡調整に関する事 14 水産施設の災害対策に関する事



【上下水道部の事務分担表】

		(部 長) 上下水道局長 (副部長) 総務経営部長		
		班	構 成	分 担 事 務 内 容
上 下 水 道 部	上 下 水 道 総 務 班	(班 長) 総 務 課 長 (副 班 長) 経 営 企 画 課 長	総 務 課 員 経 営 企 画 課 員 海 外 事 務 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>3 部に属する情報のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>4 部内災害対策活動の総合調整に関する事。</li> <li>5 部職員の動員に関する事。</li> <li>6 災害対策従事職員の勤務及び給与に関する事。</li> <li>7 被災職員の調査及び援護に関する事。</li> <li>8 上下水道関係、災害対策予算並びに資金の応急調整に関する事。</li> <li>9 災害時における上下水道関係現金の出納に関する事。</li> <li>10 被災者に対する上下水道料金の軽減及び免除措置に関する事。</li> <li>11 車両の配置に関する事。</li> <li>12 上下水道災害時の広報、広聴及び報道機関との連絡に関する事。</li> <li>13 災害資料の作成に関する事。</li> <li>14 他班の応援に関する事。</li> </ol>
	水 道 給 水 班	(班 長) 水 道 部 長 (副 班 長) 計 画 課 長	計 画 課 員 配 水 管 理 課 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水についての総合調整に関する事。</li> <li>2 指定給水装置工事事業者に対する連絡に関する事。</li> <li>3 配水池及び導水、送水、配水等の災害対策に関する事。</li> <li>4 災害時における配水の調整に関する事。</li> <li>5 上水道施設の災害対策に関する事。</li> <li>6 工業用水施設の災害対策に関する事。</li> <li>7 量水器の整備及び修理に関する事。</li> <li>8 災害時における資材の輸送に関する事。</li> </ol>
	水 道 浄 水 班	(班 長) 浄 水 担 当 部 長 (副 班 長) 浄 水 課 長	浄 水 課 員 井 手 浦 浄 水 所 員 六 生 浄 水 所 員 木 城 浄 水 所 員 水 質 試 験 所 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄水施設の災害対策に関する事。</li> <li>2 水道無線通信施設の防護及び無線通信連絡に関する事。</li> <li>3 原水及び浄水の確保に関する事。</li> <li>4 水質検査に関する事。</li> </ol>
	水 道 （下 水 道） 方 面 班	(班 長) 各 工 事 事 務 所 長	各 工 事 事 務 所 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内上下水道施設に対する災害対策に関する事。</li> <li>2 管内の応急給水に関する事。</li> <li>3 管内工事用資材の確保に関する事。</li> <li>4 区対策部長の指示による管内災害救助の応急給水に関する事。</li> </ol>

上下水道部	下水道施設班	(班 長) 施設担当部長 (副班長) 施設課長	下水道整備課員(一部) 施設課員 水質管理課員 東部浄化センター職員 西部浄化センター職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポンプ場、浄化センターの被害状況の収集把握に関すること。</li> <li>2 ポンプ場、浄化センターの災害対策に必要な業者との連絡調整に関すること。</li> <li>3 ポンプ場、浄化センターの応急復旧に関すること。</li> <li>4 下水処理水の提供に関すること。</li> </ol>
	下水道班	(班 長) 下水道部長 (副班長) 下水道計画課長	下水道計画課員 下水道整備課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の被害状況の収集、及び報告。</li> <li>2 災害時における下水道対策に関すること。</li> </ol>

出所:地域防災計画(付属資料編)